

## 1. 警 告

- 1-1. 以下(1)ないし(9)号のいずれかに該当する場合には、主審は警告を命じ、かつ規律・フェアプレー委員会は以下①ないし②号のとおり懲罰を科す。

- (1) 反則行為
- (2) 危険な行為
- (3) 主審、副審の判定に対する非難、抗議等
- (4) 主審、副審、他の競技者、その他競技に立ち会っている人々に対する非難
- (5) 不正な行為
- (6) 反スポーツ的な行為（シミュレーションを含む）
- (7) 戦略的な行為（時間稼ぎ、露骨なハンド等を含む）
- (8) 主審に無断で一時的にフィールドを離れる行為
- (9) その他スポーツマンらしくない行為（観客への無礼な仕種、差別発言その他の差別的行為等を含む）

①繰り返した場合（同一競技会において、前の試合で既に警告されている競技者への警告。内容は同一でなくてもよい）：同一競技会において最低1試合の出場停止。

②同一競技会において、上記①の処分に該当する行為を重ねて行った場合：  
同一競技会において最低2試合の出場停止。

- 1-2. 同一試合中に2度警告を受け、退場を命ぜられた場合（内容は同一でなくてもよい）には、規律・フェアプレー委員会は以下のとおり懲罰を科す。

①1回目の場合：最低1試合の出場停止。

②繰り返した場合：最低2試合の出場停止および罰金。

## 2. 退 場

以下の2-1(1)ないし(10)号または2-2ないし2-6のいずれかに該当する場合には、主審は退場を命じ、かつ規律・フェアプレー委員会は、各項①号以下の定めにより懲罰を科す。

- 2-1. 以下のいずれかに該当する場合

- (1) 著しい反則行為
- (2) きわめて危険な行為
- (3) 乱暴な行為
- (4) 主審、副審の判定に対する執拗な抗議
- (5) 他の競技者、その他の競技に立ち会っている人々に対する侮辱
- (6) 警告を与えられた後、さらに不正な行為を繰り返す
- (7) きわめて反スポーツ的な行為
- (8) 戦略的な行為を繰り返す（1-1.(7)号参照）
- (9) 主審に無断で抗議のためにフィールドを離れる行為
- (10) その他、きわめてスポーツマンらしくない行為（1-1.(9)号参照）

- ① 1 回目の場合：最低 1 試合の出場停止。
- ② 繰り返した場合（内容は同一でなくてもよい）：最低 2 試合の出場停止および罰金。

- 2-2. 他の選手、監督、コーチ、役員、職員その他競技に立ち会っている関係者（以下、「選手等」という）に対する暴行・脅迫および一般大衆に対する挑発行為

- ① 1 回目の場合：最低 2 試合の出場停止および罰金。
- ② 繰り返した場合：最低 4 試合の出場停止および罰金。

- 2-3. 選手等に対する著しい暴行・脅迫（乱闘、喧嘩等を含む）

- ① 1 回目の場合：最低 6 試合の出場停止および罰金。
- ② 繰り返した場合：最低 1 2 か月の出場停止および罰金。

- 2-4. 主審および副審に対する侮辱または公然の名誉毀損行為

- ① 1 回目の場合：最低 2 試合の出場停止。
- ② 繰り返した場合：最低 4 試合の出場停止および罰金。

- 2-5. 主審および副審に対する傷害の意図のない乱暴な行為

- ① 1 回目の場合：最低 4 試合の出場停止および罰金。
- ② 繰り返した場合：最低 8 試合の出場停止および罰金。

- 2-6. 主審および副審に対する暴行・脅迫

- ① 1 回目の場合：最低 1 2 か月の出場停止および罰金。
- ② 繰り返した場合：無期限の出場停止。

### 3. その他の違反行為

- 3-1. 以下の(1)ないし(3)号のいずれかに該当する場合には、規律・フェアプレー委員会は以下①号以下に定めるところにより懲罰を科す。

- (1) チームまたは選手等が試合継続を拒否し、または試合を放棄する場合
- (2) 試合中または試合終了後の、競技場内における騒乱（観衆による競技場乱入、爆竹、花火、ロケット花火等の投入、その他の事件。）
- (3) チームによる著しい違反行為

#### [チームに対する懲罰]

- ① 戒告
- ② 譴責
- ③ 罰金
- ④ 没収
- ⑤ 賞の返還
- ⑥ 試合結果の無効（事情により再戦を命ずる）
- ⑦ 得点または勝ち点の減点または無効
- ⑧ 得点を 3 対 0 として試合を没収（ただし、すでに獲得された得失点差の方が大

きい場合には、大きい方を有効とする)

- ⑨ 観衆のいない試合の開催
- ⑩ 中立地における試合の開催
- ⑪ 一定数、一定期間、無期限または永久的な公式試合の出場停止
- ⑫ 下位ディビジョンへの降格
- ⑬ 除 名

[選手等に対する懲罰]

- ① 戒 告
- ② 譴 責
- ③ 罰 金
- ④ 没 収
- ⑤ 賞の返還
- ⑥ 一定数、一定期間、無期限または永久的な公式試合の出場停止
- ⑦ 公的職務の一時的、無期限または永久的な停止・禁止・解任
- ⑧ 一定期間、無期限または永久的なサッカー関連活動の停止・禁止
- ⑨ 除 名

[競技会開催の責任を負う加盟団体に対する懲罰]

- ① 戒 告
- ② 譴 責
- ③ 罰 金
- ④ 一定期間、無期限または永久的な公的業務の全部または一部停止
- ⑤ 除 名

● 3-2-1. 公文書の偽造・変造

サッカーに関連して、公文書（住民票、パスポートなど。選手証はこれに該当しない）を偽造・変造した場合

罰 則：最低12ヶ月のサッカー関連活動の停止

● 3-2-2. 選手証等の偽造・変造

選手証、メンバー表、その他選手の出場資格に関する文書を偽造または変造した場合

罰 則：処分決定日から1ヶ月の出場停止

● 3-3. 出場資格の無い選手の公式試合への不正出場（未遂を含む）

出場させた者：処分決定日から1ヶ月間の出場停止

出場した選手（本協会の登録選手の場合のみ）：処分決定日から1ヶ月間の出場停止

チーム：得点を3対0として負け試合扱いとする（ただし、すでに獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする）。なお、得点又は勝ち点の減点または無効処分については、年度当初の競技会規程で別途定めることができる。

● 3-4. チームによる違反行為

- ① 1試合において同一チームの5名以上の選手等が、警告または退場（または退席）

処分となった場合、当該チームに対して罰金が科される。

- ②同一チームの何人かの選手等が審判等に集団で詰め寄って、脅しをかけるような言葉や態度を用いた場合、あるいは、見苦しい抗議を執拗に繰り返し行なった場合、当該チームに対して罰金が科される。
- ③前2項についての罰金は以下の通りとする。
  - (1) Jリーグディビジョン1の場合：金50万円
  - (2) Jリーグディビジョン2の場合：金25万円

#### 4. 罰 金

##### ● 4-1. 選手等に対する罰金

- (1) Jリーグディビジョン1の場合：出場停止処分1試合あたり金10万円
- (2) Jリーグディビジョン2の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円
- (3) JFLの場合：出場停止処分1試合あたり金5万円（ただし、アマチュアの選手等は除く）
- (4) 地域リーグその他の場合：出場停止処分1試合あたり金5万円（ただし、アマチュアの選手等は除く）

##### ● 4-2. 加盟チームに対する罰金

Jリーグの加盟チームには、本規程に従い、罰金が科されるものとする。